

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第4区分

【発行日】令和3年4月1日(2021.4.1)

【公開番号】特開2018-144481(P2018-144481A)

【公開日】平成30年9月20日(2018.9.20)

【年通号数】公開・登録公報2018-036

【出願番号】特願2018-30067(P2018-30067)

【国際特許分類】

B 2 9 B	7/94	(2006.01)
B 2 9 B	7/42	(2006.01)
B 2 9 B	7/48	(2006.01)
B 2 9 C	48/395	(2019.01)
B 2 9 C	48/305	(2019.01)
B 2 9 C	48/80	(2019.01)
B 2 9 C	48/00	(2019.01)

【F I】

B 2 9 B	7/94
B 2 9 B	7/42
B 2 9 B	7/48
B 2 9 C	47/38
B 2 9 C	47/14
B 2 9 C	47/80
B 2 9 C	47/00

【手続補正書】

【提出日】令和3年2月15日(2021.2.15)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

フィード口から供給された樹脂原料を押し出すスクリュと、
前記スクリュにより押し出される樹脂原料を加熱する第1加熱器と、
前記第1加熱器により加熱されながら前記スクリュにより押し出される樹脂原料に、前記フィード口よりも下流側に配置されたサイドフィード口から供給される可塑剤を予め加熱する第2加熱器とを備えた混練装置。

【請求項2】

前記スクリュが、前記樹脂原料を押し戻すために設けられた樹脂滞留部を有し、
前記樹脂滞留部に対応する位置に前記サイドフィード口が配置される請求項1に記載の混練装置。

【請求項3】

前記スクリュが収容されるシリンダの下流端よりも上流端に近い位置に前記サイドフィード口が配置される請求項2に記載の混練装置。

【請求項4】

前記樹脂滞留部が、前記サイドフィード口の上流側に配置される請求項2に記載の混練装置。

【請求項5】

前記可塑剤が、固体状可塑剤である請求項 1 に記載の混練装置。

【請求項 6】

前記可塑剤の一部が、前記フィード口から供給される樹脂原料に加えられる請求項 1 に記載の混練装置。

【請求項 7】

フィード口から供給された樹脂原料をスクリュにより押し出す押し出し工程と、

前記スクリュにより押し出される樹脂原料を加熱する加熱工程と、

前記加熱工程により加熱されながら前記スクリュにより押し出される樹脂原料に、前記フィード口よりも下流側に配置されたサイドフィード口から、加熱された可塑剤を供給する供給工程とを包含する混練物の製造方法。

【請求項 8】

前記可塑剤のうちの 0 重量 % よりも多くの 50 重量 % 以下の可塑剤が前記フィード口から前記樹脂原料と共に供給される請求項 7 に記載の混練物の製造方法。

【請求項 9】

前記サイドフィード口の上流側で前記樹脂原料が押し戻される請求項 7 に記載の混練物の製造方法。

【請求項 10】

前記可塑剤が、固体状可塑剤である請求項 7 に記載の混練物の製造方法。

【請求項 11】

前記可塑剤の一部が、前記フィード口から供給される樹脂原料に加えられる請求項 7 に記載の混練物の製造方法。